

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

告示

鳥取県告示第二百四十八号

昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号（児童福祉収容施設措置費の保護単価について）の一部を次のように改正し、昭和四十年四月一日から適用する。

昭和四十年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表(一)及び別表(二)を次のように改める。

目次
◇告示 昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号の一部改正
健康保険法による保険医療機関の指定
道路の区域の変更

別表(一) 事務費の児童一人当たりの保護単価表(月額)

施設区分	施設名	地域区分	寒冷地手当区分	算出上の所要単価		国の示す単価		設定保護単価	適用人員	備考
				一般分	寒冷地加算	一般分	寒冷地加算			
教護院	徳徳学校	乙	1級地	11,757	117	8,205	77	8,280	100人	
精神薄弱児施設	皆成学園	"	"	9,354	95	8,695	84	8,779	120	
盲児施設	積善学園	"	"	12,319	120	11,015	90	11,105	30	
ろくお児施設	積善学園	"	"	11,559	113	8,787	86	8,873	78	
養護施設	鳥取子ども学園 青谷子ども学園 因伯子ども供養園 光徳園 聖天子供養園	"	"	6,690	64	6,529	69	6,593	80	小規模施設加算分を含む。
		"	"	8,178	79	8,822	99	8,266	30	
		"	"	7,038	68	6,994	74	7,062	60	
		"	"	7,834	76	7,540	86	7,616	30	
乳児院	米子乳児院	"	"	7,074	69	6,529	69	6,598	80	
精神薄弱児施設	若草や学園 若おかし学園	"	"	25,023	234	23,170	232	23,255	15	
普通	若草や学園 若おかし学園	"	"	10,001 9,587	93 91	8,734 8,734	83 83	8,817 8,817	30 30	

精神薄弱 児施設	178円 内訳 { 飲食物費 日常生活費 (加算分) 重度精神児加算費	132円 46"	第3" 316 第4" 377 第5" 331 第6" 347	中学校	各 2,000 円			(一般分) 円 4,030	
盲児施設	178円 内訳 { 飲食物費 日常生活費	132円 46"	第1学年 円 758 第2" 619 第3" 600	高等部 円 3,680			円 450	通所の ための 交通費 の実費	(加算分) 火葬料 自動車 料それ ぞれ本 文に示 す額
ろゝお児 施設	178円 内訳 { 飲食物費 日常生活費 (一般分)	132円 46"	第1学年 円 437 第2" " 第3" "	その学校 において 徴収され る実費					
里 親	内訳 { 飲食物費 日常生活費 (乳児分) 内訳 { 人工栄養費 日常生活費	132円 53" 186円 133円 55"	(1)教科書代 (2)教護院の教材 費						里 手 円 500
し体不自 由児施設	通園指導費 重度し体不自由児 加算費	187円 144円	小学校該当児 円 8						
虚 弱 児 施 設	(一般分) 内訳 { 飲食物費 日常生活費 (加算分) 結核性虚弱児加算 費	195円 149円 46" 40円	中学校該当児 円 12						
情緒障害 児短期治 療施設	178円 内訳 { 飲食物費 日常生活費	132円 46"	(3)通学のための 交通費の実費						
乳 児 院	202円 内訳 { 人工栄養費 日常生活費	133円 89"							

鳥取県告示第二百四十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所在地 診療科名 開設者氏名 指定年月日 採用点数表
 小田小児 鳥取市西町 小児科 小田 信夫 昭和四十年 乙表点数表
 科医院 三丁目 四月二十四日

鳥取県告示第二百五十号

建設省中国地方建設局長が道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項、第二十七条第一項及び第九十七条の二の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法第十八条第一項の規定により告示

母子寮	日常給食費	7円
	（保育室） 3才以上児 3才未満児	24円 55円
精神薄弱 児通園施設	65円	
	内訳 { 飲食物費 45円 { 日常給食費 20円	45円
保護 受託者		保護 受託者 500円

する。

その関係図面は、昭和四十年五月七日から二週間鳥取県土木部道路課、建設省中国地方建設局倉吉工事事務所及び同局鳥取工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和四十年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種 道 路 類 の	路 線 名	区	間	前 後 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	九号線	鳥取県米子市熊堂字花ノ木一三七番の六地内		後 前	一三・〇〇 一三・〇〇	〇・〇二二 〇・〇二二	
"	二十九号線	鳥取県八頭郡若桜町大字岩屋堂字ウシロ山二三番の五から 同 県同 郡同 町大字須澄字中河原二三七番の二 まで		後 前	四・〇〇 九・三〇	一・八三〇 一・八三〇	抜巾
"	"	鳥取県八頭郡若桜町大字須澄字中河原二三七番の二から 同 県同 郡同 町大字須澄字前川一八九番の四 まで		後 前	一〇・〇〇 一〇・〇〇	〇・四〇七 〇・四〇七	
"	"	鳥取県八頭郡若桜町大字須澄字前川一八九番の四から 同 県同 郡同 町大字須澄字下代二八番の二 まで		後 前	一〇・八〇 一〇・八〇	〇・二八八 〇・二八八	抜巾
"	"	鳥取県八頭郡八東町大字徳丸字竹市屋敷一、六一〇番の一 地内		後 前	一六・二〇 一六・八〇	〇・〇一七 〇・〇一七	